

法定後見制度①「補助」

補助とは

従来の制度では、保護の対象とならなかった「心神耗弱」に至らない軽度の精神上的の障害者を保護する目的で新設されました。

1. 補助開始の審判の実質的要件

最高裁判所では、次のように説明しています。「重要な法律行為を自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので、本人の利益のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい程度の者」

家庭裁判所への審判の申立は本人でもできますが、本人以外の者が行う場合は、本人の同意が必要です。審判は、家庭裁判所が行い、原則として鑑定は行わず、医師の診断書を判断材料とします。

2. 本人を援助する補助人の選任

家庭裁判所は、補助開始の審判をする際、本人の意見を聞き、一切の事情を考慮して職権で補助人を選任します。補助人を複数選任すること、法人を選任することが可能となりました。

3. 補助人の同意権・取消権付与の審判と代理権付与の審判

補助開始の審判を求めるだけでは、補助の中身が定まらないため必ず補助人の同意権・取消権付与の審判と代理権付与の審判のいずれか、またはその双方を求める審判をしなければなりません。

いずれの審判も、本人以外の者が行う場合は、自己決定の尊重の観点から本人の同意が必要です。

同意権・取消権の付与は、民法 12 条 1 項に定められた事項のうち、申立人が付与を請求した範囲内で家庭裁判所が指定します。

指定の仕方は「特定の法律行為」となっていますが、「不動産の売買」と法律行為の種類を指定する方法でも、「A 地の売買」と特定の法律行為を指定する方法でもかまいません。

しかし、「日常生活に関する行為」は、除外されていますから本人が単独で行えます。

民法第12条第1項

1. 元本の領収、利用
2. 借財、保証
3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
4. 訴訟行為
5. 贈与、和解、仲裁契約
6. 相続の承認、放棄、遺産分割
7. 贈与、遺贈の拒絶、負担付贈与、遺贈の受諾
8. 新築、改築、増築、大修繕
9. 民法602条の期間を越える賃貸借

代理権の付与は、その指定の仕方に法律上の制限はなく、民法12条1項の事項に限定されません。財産管理に関する法律行為と身上監護に関する法律行為が含まれます。

つまり、同意権・取消権付与の審判や代理権付与の審判で指定された事項についてのみ、補助人が本人の行う法律行為について、同意権・取消権や代理権を有し、その範囲内で財産の管理をする権限を持つこととなります。